

## 地域包括ケア病床の運用について

### ■地域包括ケア病床とは

入院から退院に至るまでの一連のプロセスを通じて患者様の自立を促し、地域社会での生活を支えることを目的に医師・看護師・リハビリスタッフ・社会福祉士などが協力し、ご自宅や介護施設での生活に復帰できるよう支援を受けることができる病床です。

患者様が住み慣れた地域で継続的にケアを受けられるように地域の介護事業所とも連携し、レスパイト入院（介護者様の休息のための一時的な入院）など、従来的一般病床よりも柔軟な利用が可能であり、地域に根差した医療と介護の連携を進めることができます。

当院では、令和8年5月1日より一般病棟50床のうち10床を地域包括ケア病床（地域包括ケア入院医療管理料2）として開設しています。

### ■対象となる患者様

1. 一般病床入院後、自宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
2. 自宅や介護施設などで療養中に病状が悪化して治療が必要になった方
3. 自宅や介護施設などで安心して生活するため、サポート体制を整える準備期間が必要な方

### ■入院期間について

入院期間は保険診療制度上、入院後、最長で60日です。病状の悪化等により、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合は、一般病床へ移動する場合があります。

### ■入院費用について

入院費用は原則定額となります。リハビリテーション、投薬、注射、処置、検査、画像診断等は一部を除いて入院料に含まれます。

食事代・個室利用料・テレビカード代・CSセット利用料等は別途料金が発生します。また、高額医療費は適用されます。

